

「災害時要援護者支援委員会」の活動について

私たち「奥沢交和会」では、平成19年度より災害時要援護者支援の取り組みモデル地区として、世田谷区と協定を結び事業をすすめて参りました。

この事業は、区内に居住する高齢者や障害者などの、災害時に自力で安全な場所への避難や、自ら救出を求めたりすることが困難な方が、住み慣れた町で安全で安心な暮らしをし、災害時や災害の危険が予想される時には、町会や自治会等の地域団体が区と協働して要援護者を支援する取り組みです。

私たちの町会では、平成7年の1月17日に発生した「阪神淡路大震災」のあと、町会の区域内に居住する75歳以上の一人暮らしのかたと高齢者のみの世帯や障害者を対象に、「奥沢交和会災害時助け合い活動」の組織づくりをしました。聞き取り調査や近隣の方の情報をもとに作られた名簿は、大変な人数になりました。幸いにも民生委員さんは町会の理事も務めて頂いており、名簿の確認は大変でしたが全て民生委員さんで担っていただきました。

確認作業は、ご高齢者のため病院に入院したり、施設に入所してしまったりと、各ご家庭に訪問することを毎年度欠かさずする必要があります。しかし、対象者のお宅を約1,200軒伺うことはとても大変です。

この「災害時助け合い活動」が続いておりましたので、区からの呼びかけで「災害時要援護者支援委員会」の新たな組織づくりへの移行は、そんなに大きな問題ではありませんでした。

「災害時要援護者支援委員会」の活動は、区から提供された名簿の要援護者への同意確認や状況把握のほか、私たちの通常の実践に関する委員研修などを行っています。また、災害時の一番の活動は、「災害時要援護者の安否確認」です。災害時であれば、要援護者を見守る協力員も動けない場合を想定して、「一人に二人」としました。要援護者と援護希望者（高齢者や高齢者のみの世帯）1人を2人以上の協力員で安否確認をします。それを、区や消防機関、避難所等の救助組織に連絡をすることになっております。

この際の「要援護者」と安否確認をする「協力者」の関係は、協力者側のみ知っています。「要援護者」に、あえて担当者のお名前を知らせないのは、時には責任の重さを感じて、「協力員」を引き受けて頂けないことがあるためです。また、あまり親しくなると、お買い物や身の回りの世話をすることの大変さを考えるかたもあるからです。とはいっても、もちろんご近所ですから、一般的な見守りは普段からして頂いております。

今年度も、要援護者と援護希望者が、228名おります。

いま消防機関でも、災害時の犠牲者の多くが、高齢者と障害者であることを重く見て、このような取り組みが大切であると、さまざまな所で始まっているようです。この活動は、お互いに顔が見えたり、話をすることが無かったりと、近隣であるためにかえって難しかったりすることも、時にはあるようです。

要援護者支援の活動を通して、日本人の優しさや助け合いの精神が強く現れる気がします。災害に備え活動を継続していくのは難しいことかも知れませんが、必ず起こりうると言われる震災に、立ち向かっていくことの大切さを、町会の会員の皆さんで心を一つにしていくきっかけになれば、いいのではないのでしょうか。

先の「東日本大震災」の時にも、「協力員」がご自分の安全確保の後、要援護者の方を回ってくださった体験を伺いました。

いつ来るかわからない災害ではありますが、ご近所の皆さんであまり負担にならない方法を考えて取り組むことが大事なのではないのでしょうか。

平成24年9月20日

奥沢交和会

理事長 塩谷良一